

今世京坂中民之處女禮晴之扮略○中

櫛ト前差簪ハ鼈甲ウシロザシハ銀釵略○中 又三都トモニ禮晴ニハ鼈甲簪櫛ヲ用ヒ略襲ニハ○

略 簪ハ銀、鍮等ヲ用ヒテ、鼈甲ヲ用フル者稀也、婦人モ准之略○中

今世嘉永中也京坂式正所用鼈甲製略○圖

式正時、襲トモニ櫛、笄、鬢止以上三具ハ各一個ヲ用ヒ、簪ノミ應時テ數ヲ異ニス、

式正ニハ專ラ前後左右各一ケ、凡テ四個ヲ用ヒ、髮カキニハ銀釵等一ヲ加フ、

襲ニハ、簪前後各一ケ、都テ二個ヲ用フ、或ハ前ノミ一ケヲ用フ、背ニハ銀釵ヲサス、江戸ハ近世式

正ニモ背ニ簪一ケヲ用フ、文政前ニハ前ニモ插之シガ天保以來廢ス略○中

櫛以下四具トモニ、極上製ハ白甲ノミヲ以テシ、中品ハ黒點アル物ヲ交ヘ用フ、蓋古製ハ全體黒

點アル物ヲ用ヒシガ、今ハ稀ニシテ、黒點ヲ交ルニモ略○中 笄ハ、中央髮ニ插テカクル、所ノミ、簪

モ、下ノミ曲止中央ノミ皆專ラ髮ニ入テ不見所ノミニ黒點ヲ交ヘ、極上製ハ全ク白甲也、

簪製作

〔閑窓自話二〕世俗簪造始事

ふるき人のものがたりをきくに、享保の比までは、女のこともなどは、花す、きなどのかたしたる白銀のかんざしをさしけり、まかるに御厨子所預故若狹守宗直わか、りしより好事のものにてみ、かきをその花の上につけてつくらしめ、かんざしみ、かき、通用たまりありと思ひて、人におくりしに、たよりあるものなれば、よろこびて、またいにつくりそへ、色々このみをつくはへ、今は貴賤となく、まろがねにてつくりて、さしもてあそぶ事にはなれり、それかんざしは、髪のかざり、み、かきは理髪の具のうちなり、そのへだてをわきまへず、たかき人の用ひらる、は、くちをしき事なり、宗直は時の興にてやつくられしならん、まからざれば、遠きおもんはかりなしとやいふべき、